

第 6144 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月21日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 法人の仮想通貨の評価方法

Q：平成31年の税制改正では、仮想通貨の評価方法が定められるようですが、どのようになるのですか？

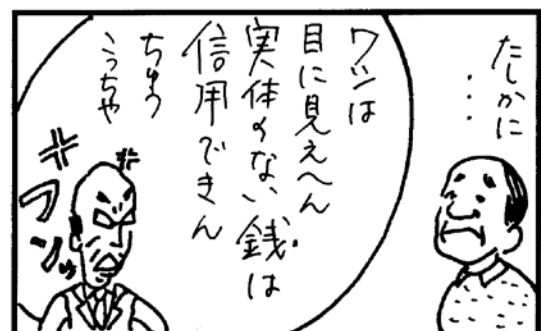
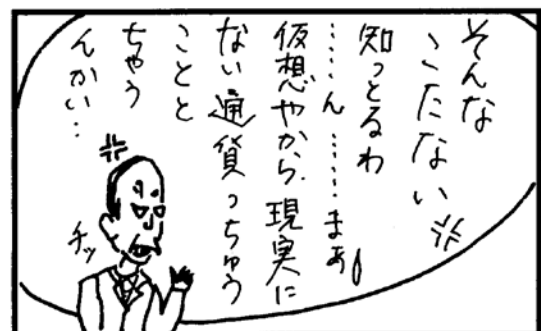
A：次のようになります。

【解説】

平成31年の税制改正では、法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のように時価法が導入されます。

- ①事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨は、時価評価により評価損益を計上する。
- ②仮想通貨の譲渡した場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の事業年度に計上する。
- ③仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。
- ④事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等は、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。

この改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度に適用されます。なお、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記の適用をしないことができる経過措置が講じられます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】